

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和7年5月23日（金）
午前10時1分～午前10時35分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 熊谷克彦 副委員長 板橋美保
委員 二階堂 充 委員 笹森 波
委員 千葉栄幸 委員 菊地 忍
- 4 委員外議員 3名
議長 長南良彦 副議長 大泉徳子
議員 今野慎介
- 5 欠席委員 な し
- 6 事務局職員 事務局 局長 綱川 宏一
次長兼議会総務係長 川上真理子
主幹兼議事調査係長 若林 潤
- 7 報告事項
(1) 政策提言に関する常任委員会正副委員長会議の協議結果
について
- 8 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 政策提言に係る一般質問等の取扱いについて
- 9 その他

午前10時1分 開会

○委員長（熊谷克彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。それでは、議事に入ります。

報告事項の1 政策提言に関する常任委員会正副委員長会議の協議結果について、書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 政策提言に関する常任委員会正副委員長会議の協議結果について、報告いたします。

まず初めに、これまでの経過から説明させていただきます。

各常任委員会では、議会の議決を経た上で、閉会中における継続調査を行っており、常任委員会の2年の任期中に1回は政策提言をできるよう目標を掲げて取り組むこととして進めてきました。

令和7年2月定例会の最終日に、民生教育常任委員会の委員長から閉会中の継続調査における委員長報告がなされ、また、作成した政策提言書については、3月25日に正副議長及び民生教育常任委員会正副委員長から教育長へ提出をしました。

その政策提言書を受けた執行部から、政策提言に係る今後の取扱いについて申入れがありましたので、先日、常任委員会正副委員長会議を開催し、その内容を報告するとともに、今後の政策提言に関する取扱いなどの協議を行いました。

まず、執行部からの申入れの内容ですが、2点ございます。1点目は「政策提言に対する回答を行うことで一旦一区切りとさせていただきたい」というものです。2点目は「政策提言書は全て市長同席のもとで受けることとさせていただきたい」というものです。

執行部からの申入れに関する常任委員会正副委員長会議での協議結果としては、提出した政策提言に対する回答を執行部から受けること、また、政策提言書は市長部局に対するものは市長へ提出し、市長以外の任命権者に対するものは、市長同席の上、その任命権者へ提出することとなりました。

また、執行部からの申入れに関する協議のほかに、政策提言の今後の進め方などについても協議を行いました。

資料1を御覧ください。先日開催いたしました常任委員会正副委員長会議での決定事項です。決定事項を読み上げます。

1. 現状の手法のような広くテーマを設定する方法ではなく、政策提言へ向けた調査事項を具体的に絞り込みテーマを設定する。これは、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項の「Ⅲ 一般質問に関する事項」の「12 特定事件として常任委員会に付議された事項に関する一般質問について、当該委員会の委員は、これを自粛するものとする。」の既定に沿った運用となる。

2. 各常任委員会が作成した政策提言書は全議員で共有する。

3. 政策提言のテーマに関する一般質問の取扱いについては、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項の「Ⅲ 一般質問に関する事項」の「12 特定事件として常任委員会に付議された事項に関する一般質問について、当該委員会の委員は、これを自粛するものとする。」の既定に従い、次のとおりとする。

①当該常任委員会の委員は「テーマ設定後」から「執行部から政策提言に対する回答がなされるまで」の間は、一般質問を自粛する。

②当該常任委員会の委員以外の議員は「政策提言書が共有」されてから「執行部から政策提言に対する回答がなされるまで」の間は、一般質問を自粛する。

③執行部から政策提言に対する回答がなされた以後、議員は、その政策提言と同一の内容及び回答に対する一般質問を自粛する。ただし、回答内容を踏まえた上で、より発展的な視点からの一般質問は認めるものとする。そのほか、必要に応じ議会運営委員会の判断により、一般質問を認めるものとする。

これらについては、議会運営委員会で協議し、決定後から運用を開始する。

4. 政策提言に対する執行部からの回答は、提出後概ね2か月程度を目安に受けることとする。ただし、特段の事情により申出があった場合は、議長が定める期限とする。

このことについても同様に、議会運営委員会で協議し、決定後から運用を開始する。

5. 議会運営委員会において政策提言に関するガイドラインの作成を検討する。

政策提言について、そのテーマに係る一般質問の取扱いを検討する必要があるため、一般質問に関する事項は議会運営委員会の所管事項であることから、本日、この報告事項のあとに御協議いただくものです。

なお、資料1の決定事項については、常任委員会正副委員長会議で御了承を得ておりますことを申し添えさせていただきます。

報告事項の説明は、以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、説明をいたしましたが、このことについて確認したい事項がございましたら、お伺いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 次に、政策提言に係る一般質問等の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 政策提言に係る一般質問等の取扱いについて、説明いたします。資料2を御覧ください。

御協議いただく項目としましては3点です。

①政策提言に係る一般質問の取扱いについて、②政策提言に対する執行部からの回答期限について、③政策提言に関するガイドラインの作成の検討についてです。

まず初めに①政策提言に係る一般質問の取扱いについてですが、常任委員会で政策提言をした内容及び執行部からのその回答内容に関する一般質問を行う場合には、一定のルールが必要であると考えます。そこでまず、ア. 当

該常任委員会の委員は「テーマ設定後」から「執行部から政策提言に対する回答がなされるまで」の間は、一般質問を自粛するについてですが、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項の「Ⅲ 一般質問に関する事項」の「12 特定事件として常任委員会に付議された事項に関する一般質問について、当該委員会の委員は、これを自粛するものとする。」の既定に従い、取扱いを提案するものです。次に、イ．当該常任委員会の委員以外の議員は「政策提言書が共有」されてから「執行部から政策提言に対する回答がなされるまで」の間は、一般質問を自粛するについてですが、執行部が政策提言に対する回答を検討中であるため、取扱いを提案するものです。次に、ウ．執行部から政策提言に対する回答がなされた以後、議員は、その政策提言と同一の内容及び回答に対する一般質問を自粛する。ただし、回答内容を踏まえた上で、より発展的な視点からの一般質問は認めるものとする。そのほか、必要に応じ議会運営委員会の判断により、一般質問を認めるものとするについてですが、執行部から政策提言に対する回答がなされた後の取扱いを提案するものです。

次に②政策提言に対する執行部からの回答期限については、政策提言書を提出する時期にもよりますが、提出から次期定例会招集告示までに回答をいただくことを想定し、概ね2か月程度とする案です。なお、ただし書については、執行部から特段の事情により申出があった場合は、議長が定める期限とすることを付け加える案です。

最後に③政策提言に関するガイドラインの作成の検討についてですが、ガイドラインを作成することにより、政策提言までの進め方や提言後の一般質問の取扱いなど一定の基準を明記し、また、提出した政策提言書に対する回答期限などを明記することで、執行部とも政策提言に関しての共通認識を持つことが期待できるため、今後、常任委員会正副委員長会議にもガイドラインの案をお示ししながら、年内を目途に議会運営委員会で協議して作成し、令和8年2月の新常任委員会体制からガイドラインを運用していくとする案です。説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、政策提言に係る一般質問等の取扱いについて、説明をいたしましたが、このことについて、委員皆様から御意見を

お伺いして協議を進めてまいりたいと思います。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

＊休憩中の要旨

①政策提言に係る一般質問の取扱いについて

ア．当該常任委員会の委員

「テーマ設定後」から「執行部から政策提言に対する回答がなされるまで」の間は、一般質問を自粛する。

イ．当該常任委員会の委員以外の議員

「政策提言書が共有」されてから「執行部から政策提言に対する回答がなされるまで」の間は、一般質問を自粛する。

ウ．政策提言に対する回答がなされた後の取扱い

議員は、その政策提言と同一の内容及び回答に対する一般質問を自粛する。ただし、回答内容を踏まえた上で、より発展的な視点からの一般質問は認めるものとする。そのほか、必要に応じ議会運営委員会の判断により、一般質問を認めるものとする。

②政策提言に対する執行部からの回答期限について

政策提言書提出後、概ね2か月程度を目安に受けることとする。

ただし、特段の事情により申出があった場合は、議長が定める期限とする。

③政策提言に関するガイドラインの作成の検討について

年内を目途に、議会運営委員会において政策提言に関するガイドラインを作成する。

・①及び②については、本日の委員会で協議し了承を得たため、運用を開始する。

・③については、常任委員会正副委員長会議及び議会運営委員会で協議の上、年内を目途にガイドラインを作成する。作成したガイドラインにより令和8年2月の新常任委員会体制から運用していく。

午前10時23分 再開

○委員長（熊谷克彦） 再開いたします。それでは、お諮りいたします。

政策提言に係る一般質問等の取扱いについては、休憩中の協議のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、政策提言に係る一般質問等の取扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、その他に入ります。暫時休憩いたします。

午前１０時２３分 休憩

＊休憩中の要旨

- ・ 事務局長より、６月定例会の議案について説明をなした。
 - ・ 説明内容について、会派で共有することとした。
 - ・ ６月定例会開会前の議会運営委員会において、議案の取扱いについて協議することとした。
-

午前１０時３５分 再開

○委員長（熊谷克彦） 再開いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前１０時３５分 散会

令和７年５月２３日

議会運営委員会

委員長 熊谷 克彦